

とうとう米帝は、一月二九日に、一月十五日までにイラクがクウェートから撤退しない場合、武力行使を承認する国連安保理決議六七八を作り上げるのに成功した。安保理での投票は、イエメン、キューバのみが反対し、中国は棄権した。この実状に示されるように、ソ連の協力のもとに、米帝が国連を自らの野望貫徹の道具とした。とくに、今回の決議は、米帝の朝鮮侵略戦争の時とも違つて、国連軍自身も編成されていないのに、武力行使を承認したこと、特記されるべきである。

また、アサド大統領とのジユネープでの会談

を見てこに、反イラク包囲網に、シリアをさらに引き込むことに成功している。軍事的にも、サウジ、仏、カナダが参加した米帝主導の初の合

一 中東情勢をめぐる世界の構造の変化

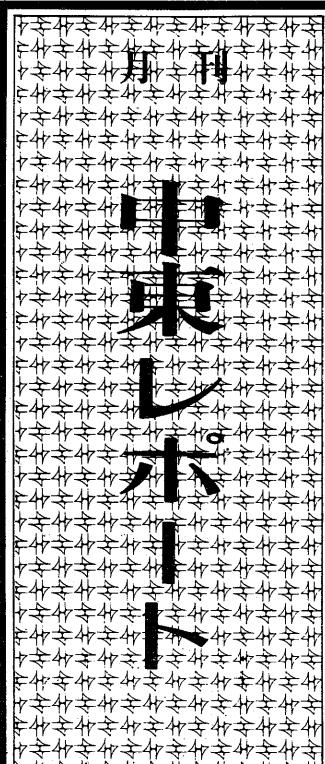
①米帝主導、ソ連協調の「世界秩序」の登場
八九年末のマルタ会談における冷戦構造の終了宣言後、新たな「世界秩序」を模索する段階にあり、それは、米ソの軍事対峙を軸とした攻防が、米帝主導の「世界秩序」に変化していく方向を示している。この新たな「世界秩序」は、ソ連・東欧の社会主義圏の崩壊的状況と、米帝の一元的支配の後退のなかで、ブロック化の傾向を強めながら、二一世紀に向け主導権をどこ

九〇年の中東情勢の発展段階

一九九〇年一二月一〇日

を利用させ、NATOにおける米・歐州同等の役割を要求する米英と、それに反対する仏が率いる流れとの利益の対立、また、ブラッセルにおけるガットの多角貿易交渉における農業補助金をめぐる欧州・米の利益の対立＝交渉決済など、現在の新たな世界構造をめぐる駆け引きが強く反映している。

今号では、九〇年の中東情勢をふりかえって、発展段階を見ていきたい。



第63号

発行 ウニタ書舗
東京都千代田区神田神保町1-52
TEL. (03)291-5533
編集 J.R.A.
郵便振替 東京1-48443
三菱銀行神保町支店 当座9012656
会員制 年会費2400円

目次

九〇年の中東情勢の発展段階 1

資料 7

・PFLP政治局声明（全文）

・ヨルダン統一民主党（JPUD）中央委員会声明（抜粋）

・レバノン国民和解憲章

重要日誌（一九九〇年一二月一日）
一二月一〇日）： 15

15

がとるのかをめぐる競争を熾烈なものにしている。なぜなら、帝国主義による資本のグローバル化＝世界の単一市場化が、帝国主義の競合・矛盾を激化させるからである。また、帝国主義対「第三世界」の対立・矛盾を激化させる一方で、とくに民族間の対立をも激化させている。通貨そのものが投機の対象となり、限りなく膨張する金融資本と、他方における産業資本の競合を勝ち抜くための死活をかけた技術革新の競争を通して転換を作り、帝国主義が延命を計っている。ソ連・東欧は、これまでの社会主義建設の破産に対して、帝国主義との協調関係に入つて再建する方向を示し、必然的に、ソ連・東欧は、反帝の立場を放棄せざるをえなくなっている。それは、「第三世界」にとっては、帝国主義の支配に抵抗する民族解放の闘争において、後方を失うことを意味し、より自力更生して民族解放闘争を発展させるのか、帝国主義のおしつける新しい「世界秩序」に組み込まれるのかの岐路に立っていることを意味する。

アラブ民族主義にとっては、こうした国際情勢の激変は、対イスラエルの闘争に困難を生みだしている。とりわけ、九〇年半ばには、イスラエル「建国」以来の最右翼政権であるシャミール「戦争内閣」が登場し、東欧諸国がイスラエルの国交回復を行つた。ソ連も、国交回復までには至っていないが、その方向に向いている。さらに、ソ連からのユダヤ人移民が、米国への移民の道を閉ざされたことによつて、数年間で一〇〇万人といわれる規模でイスラエルに大量

GCC（ガルフ協力会議）に加えて、経済的に各ブロック化の動きを強める状況にあつた。

こうしたなかで、ガルフ危機が勃発した。イラクは、ガルフ戦争停戦後の国家再建の方向を、地域における軍事大国化の道に求めた。戦時負債、石油価格の下落傾向、強まる帝国主義支配、ガルフ反動の政治的位置の高まり－シリアとの連携、ACC（アラブ協力会議）に対するシリアル「戦争内閣」が登場し、東欧諸国がイスラエルの国交回復を行つた。ソ連も、国交回復までには至っていないが、その方向に向いている。さらには、ソ連からのユダヤ人移民が、米国への移民の道を閉ざされたことによつて、数年間で一〇〇万人といわれる規模でイスラエルに大量

これまで、米帝の親イスラエルの立場と政策に對応するべきかをめぐり、分解が明確になつてゐた。一方は、シリア、エジプトなどで、イラクを非難し、撤退とクウェート政府の復権を要求する陣営であり、他方は、イエメン、ヨルダンなどのようにイラクを支持する陣営である。前者の陣営は、緊急アラブ・サミットにより、サウジ防衛の合同軍派遣決議を作つて、派兵した。アラブとしての解決をめざす立場から、イラクに撤退を要求したのである。実際問題としても、シリアは、イラクが武力でアラブ民族主義を統合していくことには脅威を覚えていた。

こうして、米帝は、「新秩序」に反抗したイラクに対して、圧倒的な軍事力を投入し、シリ

ア、ヨルダンをさらにひきつけていく画策を続けた。シリアは、歴史的にイラクと主導権を争つてきたが、今回の事態には、反シオニズムの立場を維持しつつ、帝国主義と協調しながら対イ

ラク政策を打ち出している。もし、シリアが、

イラクに回れば、情勢は大きく変わる位置にある。このシリアに対して、ガルフ反動と帝

国主義の側は、経済的見返り、レバノン問題の解決におけるフリーハンドの黙認の代わりに、

帝国主義が規定するところの「テロ」支援国家

であることをやめさせる攻勢をかけている。シリアもまたこの攻勢に対しても、帝国主義に対する戦術的対応に止めるのか、戦略的な転換を行わざるをえなくなるのかの、岐路にたつてゐる。

現実問題として、シリアは、ハラウイ政権の要請に応えるかたちで、冷戦構造のもとでは不可能であった東ベイルートへの軍事攻撃をかけ、安定化に反対していたアウンを排除した。現時点では、東西ベイルートからミリシアが撤退し、「ベイルート行政区」と規定された大ベイルートの正常化を急いでいる。これは、大ベイルートの香港化とでもいう方向をめざしているといえる。シリアは、変化した世界構造の下で、国家的延命をはかるための生命線たるレバノンの正常化を促進し、それをもてこに、国家経済の再編を急ごうとしている。

イスラエルは、確實に、ガルフ危機から漁夫の利を得ている。その前段として、懸案であつた米帝－PLOの直接対話が打ち切られ、民族解放主体としてのPLOとの交渉に引きずり込まれる危険性がなくなった。そして、ガルフ危機は、帝国主義の橋頭堡としてのイスラエルの位置を高め、米国の中間選挙という条件も加わって、財政削減中の米帝から、従来レベルの援助を引き出すのに成功している。これは、数年間で一〇〇万の移民を受け入れて、被占領地を実体併合しようとする「大イスラエル構想」にとって、重要な財源確保となる。被占領地への入植を、集中的にはエルサレムのユダヤ化として進

に流入し始めた。さらに、今回のガルフ危機を通じて、シオニストにとって非常に有利な条件が作り出されている。

②変化した世界の構造と「第三世界」・民族解放闘争
以上の変化は、米帝が、過去よりも強力に、後方を失うこと意味し、より自力更生して民族解放闘争を発展させるのか、帝国主義のおしつける新しい「世界秩序」に組み込まれるのかの岐路に立っている。

アラブ民族主義にとって、こうした国際情勢の激変は、対イスラエルの闘争に困難を生みだしている。

「第三世界」と民族解放闘争は、こうした帝国主義の「新秩序」という名の新支配に屈するのか、抵抗していくのかの岐路にある。イラクのクウェート侵攻・軍事併合は、米帝の軍事介入という事態を引き出し、再編過程における米帝の「新秩序」への統合に對決するという側面を作り出した。

こうした「第三世界」の強権的な自國利益の確保という行動に対しても、その「正義性」の欠如を最大限利用しつつ、米帝は、「イラク対世界」という構造を作りあげて、帝国主義利益を貫徹している。今後の帝国主義と「第三世界」の矛盾と対決の現われ方として、先鞭をつけるものになっている。

一し、帝国主義のブロック化の動き、とくには

九二年のECC統合市場化の攻撃に對して、アラ

ブとしての統一によって新たな情勢に對応していこうといふシリアのイニシアチブが寄与したものといえる。世界の戦後秩序が崩壊したのに對して、シリアは、アラブ民族としての自力更

正した延命の道を探ろうとした。とくに、イラ

ク・イラク戦争でイラン支持に回り、レバノン問題の解消においても、イラク、仏の介入を排

除して、安定化させることがシリアの国益上、

アラブ対イスラエルという紛争の解決をめぐつても、国連を舞台にした国際会議方式は、アラ

ブ民族としての結束を背景にした力量がないか

ぎり、事態の進展はありえなかつた。同時に、中東においても、延命の方向として、ACC（アラブ協力会議）、マグレブ連合の結成など、

二 中東情勢の発展段階
①新たな「世界秩序」の形成と、アラブ民族主義の対応

九〇年の中東情勢の発展段階を示すものとして、まず、カサブランカ・サミットの位置があつた。そこにおいては、変化した世界構造に對して、アラブの民族的結束を固めて延命していく

方向が確認された。内容としては、第一八回PNCが決定したパレスチナ独立建国路線の承認、そして、レバノン問題については、タイフ

交渉を公式に選択したのであつた。

この路線は、アラブ民族を対イスラエルで統一し、帝国主義のブロック化の動き、とくには

九二年のECC統合市場化の攻撃に對して、アラ

ブとしての統一によって新たな情勢に對応していこうといふシリアのイニシアチブが寄与したものといえる。世界の戦後秩序が崩壊したのに對して、シリアは、アラブ民族としての自力更

正した延命の道を探ろうとした。とくに、イラ

ク・イラク戦争でイラン支持に回り、レバノン問題の解消においても、イラク、仏の介入を排

除して、安定化させることがシリアの国益上、

アラブ対イスラエルという紛争の解決をめぐつても、国連を舞台にした国際会議方式は、アラ

ブ民族としての結束を背景にした力量がないか

ぎり、事態の進展はありえなかつた。同時に、中東においても、延命の方向として、ACC（アラブ協力会議）、マグレブ連合の結成など、

てはいる。

この駐留は、単に物理的に石油確保を目的とするのみならず、米帝自らが、ソ連の脅威のなくなつた歐州での新秩序を背景に、戦略地点に展開していくという今後の米のグローバルな軍事戦略を示すものとしてある。しかも、ベトナム戦争の教訓から、ホスト国と同盟国に費用を出させ、米の軍需複合体の温存を計るというものである。

ソ連は、こうした米帝の動きに対し、自らは派兵をせず、政治的に解決する方向をめざしはしたが、結局は、協調した。それは、何よりも、ソ連が自國の再建に集中しなくてはならないという国内要因と、これまでの反帝の立場の放棄によって、アラブ世界への影響力を失ったからである。そして、客観的には、米帝を支持する立場に自らを置いた。米帝は、中東における卷返しを果たし、ソ連の影響力の拡大をも押さえ込むことに成功した。

欧州の同盟諸国も、それぞれの思惑の差はあるものの、国連決議六七八号を錦の御旗に、米帝の反イラク包囲網に勢揃いしたといえよう。石油資源の確保は、今後のECの経済発展にとって、死活問題である以上、ガルフ危機後の情勢でより有利な地位を獲得する布石として、米帝の主導の下に動いていく方向をとっている。

だが、ガルフ危機勃発後三ヶ月目のこの共同歩調に至るには、糾余曲折があつた。まず、現在の中東紛争の姿を作った旧宗主国たる英帝は、当初から、強硬的な立場をとり、米帝主導の

行させているが、イスラエルは、既存の入植地の「拡大」と称して、数キロ離れた地点に入植地を新設している。

米帝が欧州配備から撤収させた武器、兵器をイスラエルに備蓄し、戦略同盟規定に基づいた体制が強化された。米帝は、ガルフ危機を利用して、イスラエルが独自に挑発行為に出るのを牽制しつつ、イラクの対イスラエル強攻策を利用して、軍事同盟を強化することでその統合を強めようとし、イスラエルは、米帝の援助を背景に、地歩を固めていったのである。そして、ガルフ危機の影に隠れて、インティファーダへの大弾圧を強化する一方、レバノン南部の占領地の確保、維持を計り、さらに戦略的に攻勢に出れる体制を着々と作り上げていった。

一方で、戦略課題である大量移民受け入れは、被占領地の併合という側面と同時に、イスラエル国内の急激な経済的、社会的再編（住宅難、失業、インフレ）を進行させている。二月初旬には、五〇万の公務員が四八時間のゼネストを行って、新規移民受け入れの財政的負担として押しつけられた賃下げと新課税に抗議した。これらをシオニズムのイデオロギーでとりこむためのキャンペーンが、蜂起の解体として、イラクの脅威を煽り、反アラブ排外主義をここに、ガルフ危機の影で進行していた。その頂点が、一〇月のエルサレムでの虐殺である。これは、当然、国際的にも非難の的となり、ガルフ危機での反イラク包囲網を崩さるために、米帝も国連の非難決議に賛成投票せざるをえないほど

総体的には、イスラエルは、ガルフ危機によって最大の恩恵を受ける一方で、経済的な矛盾の拡大を余儀なくされつつある。

変化した世界の構造の直接的影響を受けている。ヨルダンの「民主化」過程を促進し、パレスチナ革命組織も、この民主化の過程に合法的な存在として登場していく。クウェートにおいても議会再開の要求が高まり、「国会選挙」が行われた。いうまでもなく、アラブ人民の解放闘争の最先頭にたつて蜂起を堅持するパレスチナ人民の英雄的な闘いが、こうした人民の決起を促した要素である。アルジェリア国会選挙にみられるように、人民自身は、反動政権か、進歩政権かを問わず、生活の圧迫をうけることに対する反対し、抵抗せざるをえない位置にある。現在の世界的再編過程が人民の生活レベルに矛盾を強要するので、人民は、その防衛に決起せざる反対し、抵抗せざるをえない位置にある。現在の世界的再編過程が人民の生活レベルに矛盾を強要するので、人民は、その防衛に決起せざる反対し、抵抗せざるをえない位置にある。現在の世界的再編過程が人民の生活レベルに矛盾を強要するので、人民は、その防衛に決起せざる反対し、抵抗せざるをえない位置にある。現在の世界的再編過程が人民の生活レベルに矛盾を強要するので、人民は、その防衛に決起せざる反対し、抵抗せざるをえない位置にある。これは、三周年を迎えたイランティファーダに端的に示されるし、各国での熱狂的なイラク支持の声にも表現されている。

② 帝国主義と中東

米帝とその同盟国は、石油権益の確保のために、ベトナム戦争以来最大規模の軍事力をガルフに投入し、国際世論を動員し、国連の最大動員を行って、「新秩序」を強要し、維持しようとしている。欧州のテナント、通常兵力削減交渉合意によって、欧州配備の兵力と兵器とを注ぎ込んだ。

現在、国連での時限つき武力行使承認の決議を作り上げたブッシュは、イラクへの直接対話をももちかけ、飴と鞭の政策展開にてた。たとえイラク軍がクウェートから撤退したとしても、米帝が駐留する方針をちらつかせ、撤退後のイラクークウェート交渉においても干渉する意志を表明した。米帝は、あくまで、権益確保と影響力維持に向け、軍事存在の維持を計ろうとした。

「多国籍軍」に派兵した。米帝がNATOに派兵を要請したときにも、支持したのは、英帝一国だけだった。一方、仏帝は、独自派兵の立場を保ち続け、政治的にも、ガルフ危機とアラブ－イスラエル紛争をリンクさせて解決しようとするイラクの主張をも入れる形の四段階解決案を打ち出すなど、多様な対応をした。そして、NATOとしての派兵には反対し、西欧同盟としての対応を打ち出してきた。

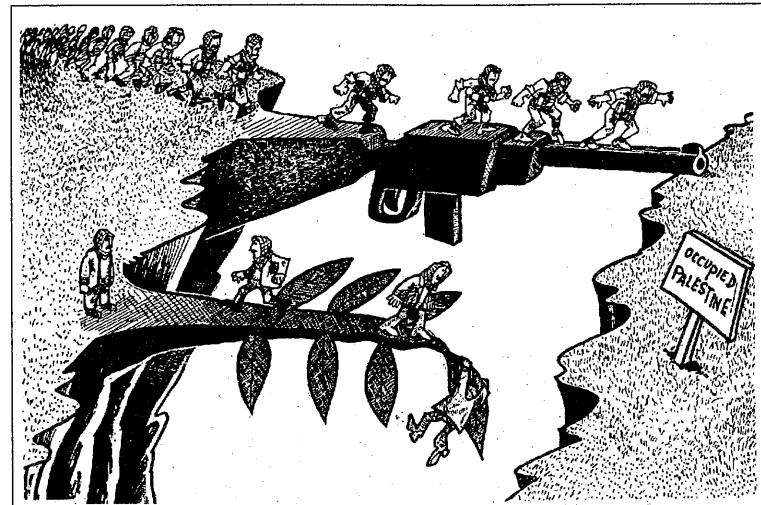
この対応の相違は、仏帝と英帝の米帝との関係、九二年の欧州統合市場化へむけた思惑の相違からきている。英帝は、米帝との関係を重視しているので、中東への直接介入をも辞さない立場にたち、一方、仏帝は、将来的に、マグレブ諸国、アフリカ諸国などの旧植民地諸国との関係を、ECブロックの外延（燃料供給、市場、労働力）に位置づけているので、米帝の強権的なやりかたには同調しなかった。そして、NATOの役割も、純粹にECの利益にかなうものに限定し、欧州中心の立場にたつてはいる。その立場から外務省と、制服組などである。派兵を主張したのは、米との関係を重視する立場からの外務省と、制服組などであった。

第三は、米帝との政治的追随の一方で、エネルギー資源の確保をめぐって、日米帝国主義間の経済摩擦は拡大し、技術革新の主導権争い、市場確保の争奪をより促進させていている。こうして、それぞれの思惑はあるが、帝国主義陣営は、国連をカバーに、ソ連の協調をとてこれを宣言するなど、米帝追随の姿を明確にした。国内需要の石油の七〇%をガルフに依存している日帝は、対米追随外交を展開することで、権益拡大を計る道を選択した。

第二に、独占および自民党内部の矛盾も内包の要請をいれて、イラク、クウェート資産凍結を宣言するなど、米帝追随の姿を明確にした。第一は、サウジ、クウェートなどのガルフ反動諸国で、これらの諸国にとっては、米帝の軍

これらを背景にして、九月中旬にアラブ人民勢力会議が、対イスラエル前線国の一いつであるヨルダンのアンマンで開催された。民族主義勢力が結集して、反植民地主義を内容とする反米、イラク支持を打ち出した。

そして、こうした人民の要求を反映して、クウェート「亡命政権」は、復権後の民主化を約束し、また、現在では、サウジですら、「議会体制」の開始をほのめかしている。支配者は、これまで通りの支配の仕方ではやっていけなくなつており、アラブにおいても、総体として、人民が民主化を要求し、自らの決定者となる条件を促進させていている。



現実問題としても、帝国主義本国内部の矛盾は、激化していく。支配の環が、生活そのものにいたり、労働のみならず、生活そのものを管理・統制されるなかで、これに反対し、民主主義の徹底を求める闘いが、強まらざるをえない。その闘いが、国際主義を実現する闘いと結びついて展開されていくことが、問われている。

PFLP政治局は、中東情勢の主要な発展について討議し、以下の結論に達した。

一、ガルフ危機

我々は、ガルフの石油生産、分配、価格決定の支配権を将来誰が掌握するのかをめぐる紛争に代表されるガルフ危機に関する分析をこれまで行ってきたが、その分析を再確認した。この紛争の一方には、多極化した世界において、最強の権力として登場しようとしている米政権が存在している。この多極化した世界では、米の工業、経済そして金融能力への依存が高まり、米政権は、いわゆる第三世界を支配下に置こうとしている。一方に存在するのは、石油と地域における役割を分担しようとしているアラブ第三世界の新興勢力イラクである。加えて、地域における米－イスラエルの権益をますます脅かしているイラクの拡大する軍事力を破壊せんとする米－イスラエルの意志が存在している。我々は、このアラブの力は、重要であるとともに、敵イスラエルとの紛争において、基本要素ですらあるとみなす。

● PFLP政治局声明（全文）

一九九〇年一一月

さらに、我々は、過去ガルフ危機をめぐる発展を以下のように分析してきたが、それを強調する。軍事的、平和的二つの解決方法は、まだ存在しており、最近は、戦争による解決策が注目を浴びてはいるが、どちらかを削除することはできない。この点について、我々は、アラブ民族の防衛とアラブ民族の利益を防衛し、ガルフとアラビア半島に対する米の侵略に断固反対し、国際的合法性のカバーをもつて人民の未だ拒否するよう呼びかけたが、PFLPは、この立場を貫く決意を強調する。我々は、この侵略に対して、アラブの、すなわち人民的行動と努力を強化するよう呼びかけ、そうした努力を単なるいつもの行動に低めてしまわないよう警告する。そして、我々は、平和的解決を追求し、戦争の亡靈を排除し、中東における種々の問題と危機に関して（その最たるもののがパレスチナ問題だが）、国際的合法性が異なる基準を当てはめていることを暴露することに向かれたアラブおよび国際的な国家レベルのそして人民レベルの努力に対する支持を表明する。

二、PLOとインティファーダ

我々は、すべてのパレスチナ勢力に呼びかけた通りに、向こう二ヶ月間でPNCを再編したのちに、惨めな戦術と決別し、インティファーダが達成した成果に応える戦闘的綱領を確立する土台を作り、さらに、PLOが過去二年間

事力に依存してイラクを押さえ込むことが共通の利益である。また、エジプトも、この流れに入りこんで、自国の延命をはたそうとしている。帝国主義の直接的な庇護を受けて延命を計るうとする諸国である。

第二は、シリアで、反シオニストの立場を堅持しつつも、米帝、および他の帝国主義との関係を改善し、それによって対イスラエル包囲網を再建して延命していこうとしている。帝国主義との協調は、また、矛盾を作り出すことになり、シリアの行動がアラブの方向に重要な影響を与えていくことになる。

第三は、アルジェリア、リビア、イエメンのように、反植民地主義の立場から、独自の路線展開によって、帝国主義とは一線を画しつつ、延命を計っている。

他の諸国は、流動的である。ヨルダンなどにみられるように、地理的条件（イラク、イスラエルに隣接している）と国内事情から、米帝の作ろうとする枠組みから出ざるをえないが、それは米帝から叩かれ、イスラエルからも敵視されることを意味している。政権の思惑と違う対応をしているのが、ヨルダン政府のジレンマである。

民族解放闘争は、この「新秩序」の下でどのように闘ったか？ 米帝主導の反イラク包囲網、そして、軍事恫喝に対して、九月のアンマンでのアラブ人民勢力会議に結集したイラク、ガルフ、パレスチナなどの進歩勢力は、イラクへの連帯と支持を表明した。そして、アラブの枠組みで解決することになる。

民族解放闘争は、この「新秩序」の下でどのように闘ったか？ 米帝主導の反イラク包囲網、そして、軍事恫喝に対して、九月のアンマンでのアラブ人民勢力会議に結集したイラク、ガルフ、パレスチナなどの進歩勢力は、イラクへの連帯と支持を表明した。そして、アラブの枠組みで解決することになる。

三 新たな「世界秩序」と反帝国主義

現在の「新秩序」は、ソ連・東欧という後方を失うなかで、帝国主義に対する協調が作り出され、各国の生き残りも、帝国主義への対決を総体的に弱めているという現状にあり、反帝国主義が、国際的な闘争の分解線ではなくなったことを示している。米帝とソ連・東欧の国際政治での協調の秩序のなかで、帝国主義と闘うこととは、「冷戦」時代とは違って、困難な状況に置かれている。これが、新しい変化である。

米帝主導の「新秩序」と闘うことは、国際的な孤立と困難とを意味する。それは、これまでのエルサレムでの大虐殺以来被占領地内外で高まっているように、シオニストのインティファーダ圧殺の策動に対する闘いの継続が、人民の力量を形成していくものとなる。

しかし、米帝の軍事介入と長期駐留策動は、アラブ人民との矛盾を強めざるをえず、一〇月のエルサレムでの大虐殺以来被占領地内外で高まっているように、シオニストのインティファーダ圧殺の策動に対する闘いの継続が、人民の力量を形成していくものとなる。

反帝国主義が、国際的な闘争の分解線ではなくなったことを示している。米帝とソ連・東欧諸国が、「第三世界」の民族解放闘争を支援し、後方の役割を果たしてきたように、現在は、帝国主義本国内での反帝闘争の強化を通して、「第三世界」の反帝勢力の闘いを支援し、連帯していくことが、最も重要であり、この「新秩序」を解体していくく要ともなっていくだろう。

こうした世界的な矛盾の激化のなかで、人民の力を結集していく方向が求められている。反帝国主義勢力が、より自力更正を果たしつつ、国際的結束をより強化し、相互支援を果たしながら、国際主義を復権させていくことが、人民の闘いを支え、新たな反帝闘争の力量を形成していく要となる。

とくに、過去、ソ連・東欧諸国が、「第三世界」の民族解放闘争を支援し、後方の役割を果たしてきたように、現在は、帝国主義本国内での反帝闘争の強化を通して、「第三世界」の反帝勢力の闘いを支援し、連帯していくことが、最も重要であり、この「新秩序」を解体していくく要ともなっていくだろう。

帝國主義勢力が、より自力更正を果たしつつ、国際的結束をより強化し、相互支援を果たしながら、国際主義を復権させていくことが、人民の闘いを支え、新たな反帝闘争の力量を形成していく要となる。

帝國主義勢力が、より自力更正を果たしつつ、国際的結束をより強化し、相互支援を果たしながら、国際主義を復権させていくことが、人民の闘いを支え、新たな反帝闘争の力量を形成していく要となる。

帝國主義勢力が、より自力更正を果たしつつ、国際的結束をより強化し、相互支援を果たしながら、国際主義を復権させていくことが、人民の闘いを支え、新たな反帝闘争の力量を形成していく要となる。

帝國主義勢力が、より自力更正を果たしつつ、国際的結束をより強化し、相互支援を果たしながら、国際主義を復権させていくことが、人民の闘いを支え、新たな反帝闘争の力量を形成していく要となる。

LPとの間に特別の緊密な関係を保つていく。討議を経て、我が党は、PFLPの組織的枠組み外の独立した党として出発することを選択した。インティファーダの前進は、一九八八年七月三一日に、西岸をヨルダンと切り離すという歴史的段階を画した。この発展は、ヨルダンとパレスチナが、平等の土台で、相互の関係と枠組みを再確立していく道を切り開いた民族的勝利と位置づけることができる。西岸の切り離しは、パレスチナが独立によって民族問題を解決していく方式を強めた。

一方、敵は、パレスチナとヨルダンへの従属化攻撃を強めているが、パレスチナとヨルダンは、インティファーダを支持していくという同一の立場にたつことによって、民族的勝利をかちとっている。

ヨルダンは、支配階級の同盟による長期の悪政（市民の権利、威儀、生活の躁動）、一方では、政治決定と国力を帝国主義のいうがままに委ねることによって犯した誤った政策の結果として、建国以来の最大の経済的、社会的、政治的危機にみまわれている。それが、一九八九年四月の人民の拒否、抗議、怒りである。公金の横領、汚職と派閥政治の蔓延、失業の増大と生活費の高騰、貧困の急増、市民の権利の統制と市民運動の指導者の弾圧が、問題であった。この圧倒的な民族的蜂起は、大衆の意識と民族意識の成長度合いを確認した。大衆は、寄生的、特權的な集団や、株取引業者集団の政策に屈伏することを拒否した。

客観的な変革をもたらしたのは、この二つの要素であるが、一方において、ヨルダンの民族主義運動は、民主主義の実現、従属の切断、一般的自由を規制する諸法の廃止を要求して前進してきたので、政府がそうした要求を反映させるを得なくなつた重要な要素の一つとなつた。……我々は、党大会開催の準備を進めているが、以下の点をはつきりした事実として確認したい。

一、我が党は、ヨルダンの労働者階級と他の働く人々、民族主義者、そして革命的インティファーダの前衛党であるが、その目的は、わが国の独立、そしてその確立と防衛のために闘い、また、敵シオニストと帝国主義に対するアラブ民族の前線の土台としてあるヨルダンの地位を発展させることにある。

二、我が党は、二つの主要な任務を帯びた一つの綱領を土台に闘う。それは、民族的、民主的ヨルダンを実現することであり、なかでも、帰還の権利、民族自決の権利、そして、パレスチナ人民の唯一合法の代表たるPLOのもとに建設するパレスチナ人民の民族的諸権利を回復することである。

三、民族的、民主的ヨルダンの建設と、パレスチナ人民の合法的諸権利を実現することとの弁証法的関係から、民主主義の防衛と確立は我が党の緊急な任務である。

四、我が党は、パレスチナ人民の英雄的インティファーダの支援と支持、被占領地内のパレ

開してきた政治路線の修正を行うために、新しいPNCの第一回開催の準備に即座にとりかかる。また、敵との戦争を継続しているインティファーダが支援を渴望しているのに、PLO諸機関は、これまで、その要請に応えきれず、病と欠陥を克服できていなかったので、PLO諸機関内部で、最大の、かつ最深部に至るまでの民主的改革の包括的過程を開始する必要がある。さらに、この民主改革の過程を延期してはならないことを強調する。それは、PLOがインティファーダに対して、闘争の堅持、拡大、強化を保証する義務を遂行し、インティファーダが、敵に対し可能なかぎり最大の経済的、人的打撃を与える、敵の士気を低めるためである。

現在、「パレスチナ国」実現のスローガンは、敵を後退させ、敵がパレスチナ人民の合法的な権利を承認するようになるまで、敵の隊列により多くの損失を与えるために、戦闘的な任務を最大限検討することにかかっていることが、明確になっている。

さらには、インティファーダの多くの英雄たちが実行した種々の闘争を高く評価し、イスラムとキリスト教徒の聖なる寺院防衛のために、死をも恐れずに、敵の軍隊と入植者どもをナイフやハンマーで攻撃している英雄的な行為を、我々は、誇りをもって注目している。我々は、こうした英雄的行動を強化するよう、インティファーダの活動家の皆さんに呼びかける。同時に、パレスチナ革命戦士に対しては、敵との戦

鬪を妨害するものすべてと闘い、敵への攻撃を強化するよう、呼びかける。また、以前よりもより重大になっているユダヤ人移民の危険性に對して対決する闘いのレベルを下げることに、レバノン内部において、すべての手段を駆使して、移民への対決を高めよう。

三、レバノンの情勢

レバノンにおける最近の情勢について、レバノンの合法的権威が確立され、レバノンの統一が進行することを、我々は肯定的にとらえている。また、我々は、レバノンの合法的権威とパレスチナ人との間に、最も良の民族主義的関係を建設するよう呼びかける。レバノンの合法的権威の自己確立を可能たらしめ、かつパレスチナ人が自らの正義の大義である合法的な民族的義務を果たすことにもめた合法的要請に関する枠組みを検討するトップ・レベルの交渉を開始するよう、呼びかける。合法的要請とは、自らの安全の維持、社会的権利、そして、南部レバノンを占領している敵イスラエル軍に対する戦士間の糾の強化である。パレスチナ諸勢力に呼びかける。最も完成された形態の統一を達成し、その統一をもつて、すべての銃をパレスチナと南部レバノンを占領する敵シオニストにむけようとのスローガンの下に、レバノンの民族的勢力とイスラム勢力との間に、現在作っている同盟関係を強化しよう。

最後に、インティファーダの英雄たち、パレ

●ヨルダン統一民主党（JPUD）中央委員会声明（抜粋）

一九九〇年一月二〇日

J P U D は、ヨルダンにおけるPFLPの闘いの遺産と経験とを引き継いで結成された。我が党は、独立した党であり、総体としてのアラブ民族の完成した政治的・経済的独立を達成し、民族主義運動を担っている人々、幹部の皆さんに、J P U D の結成を声明する。

民族的統一、民主的変革、経済改革、パレスチナ蜂起を支持し、帝国主義ーシオニストによる侵略に對決する意志のある大衆とヨルダンの民族主義運動を担っている人々、幹部の皆さんに、J P U D の結成を声明する。

JPUDは、ヨルダンにおけるPFLPの闘いの遺産と経験とを引き継いで結成された。我が党は、独立した党であり、総体としてのアラブ民族の完成した政治的・経済的独立を達成し、民族主義運動を担っている人々、幹部の皆さんに、J P U D の結成を声明する。

五、ヨルダンとパレスチナの種々の民族主義的関係は、歴史的、地理的因素、そして民族的基本的な糾紛から、特別なものである。そこで、我が党は、パレスチナ独立国を建設した後に、民主主義を基盤にして、また、両国民の自由意志による決定として、ヨルダンとパレスチナの統一を確信する。

六、我が党は、経済危機を克服し、広範な人民が受けた悪影響を征服するよう闘争する。基本的には、自力更正、貯蔵、資源の開発から着手し、真剣な経済改革計画をうち立てるとともに、消費傾向を最低限におさえる。これは、IMFなどの国際金融機関とそうした諸機関が持ち出す不公正な諸条件への従属関係を解消する保証として、また、開発途上国との協同のものに、対外債務問題の公平な解決策を作り出せるように、そして、大衆を踏み付けにして金持ちになつた堕落した連中の責任を問うためである。

七、我が党は、婦人にに対する不公正と経済的、社会的搾取を取り除き、労働、学習、賃金における婦人の権利を男性と同等の基盤にできるよう闘う。こうして、婦人は、労働、生産、祖国の防衛において、完全に参加していくことができるようになる。

八、我が党は、すべての大衆的、労働組合的、社会勢力、党派、組織、そして、人民的諸組織

D. 国民は、権力の根源であり、合法的諸機関の範囲内で行使される主権の所有者である。

E. 政権は、諸権威を相互に分離した原則に立脚するが、同時に、諸権威は均衡を保ち、共同でなくてはならない。

F. 経済構造は、自由経済をとり、個人の主導性と所有を保障する。

G. 文化的、社会的、経済的な諸分野での均衡の取れた発展は、国家の統一と政権の安定にとって基本的なものである。

H. 財政的、経済的、社会的改革をもって、包括的な社会的公正を達成するための集中的努力を行わなくてはならない。

I. レバノン領土は、統一されたものであり、全レバノン人のものである。したがって、全レバノン市民は、法の最高権威に従って、自分の望む場所に住む権利を有する。そして、市民間では、帰属性ゆえのいかなる差別もあつてはならない。いかなる分割、分離、入植もあつてはならない。

J. 共存の憲章に矛盾するいかなる権威も、違法である。

二、政治的改革

- A. 国会：国会は、政府の政策とその遂行を包括的に統制する立法上の権威である。
- (a) 国會議長と副議長は、国会の会期と同期間を任期として選出される。
- (b) 国会は、議長と副議長選出から一ヵ年を経て、かつ第一回の会期において、ただ一回だ

と民族主義者、男性、婦人を網羅して、可能な限り広範な戦線の枠組みの下に、最大の民族主義連合を形成するように闘う。その土台は、第一に我が国における国内的、対外的敵から大衆の諸権利を防衛し、経済危機を解決すること、少なくとも経済危機が大衆に及ぼす悪影響を削減することに積極的に大衆が参加し、全市民に良い生活を与え、全市民がパレスチナ人の合法的な進歩的遺産を導きの糸とし、我が党は、眞の人間的、社会的、民主的原則に則った社会の建設に向け闘う。そうした社会では、いかなる搾取もなくなるであろう。

一〇、我が党は、ヨルダンが反シオニズムと反帝の立場にたつ独自の対外政策を開拓するよう闘う。それは、シオニストの領土拡張主義の野望を破綻させ、ヨルダンとヨルダンの主権に対するシオニストの及ぼす危険性を払拭し、アラブ民族とその中心的問題であるパレスチナ問題に敵対する米帝国主義ーシオニスト同盟の展開する政策を敗北させるためである。

一一、我が党は、アラブ民族とアラブ民族解放運動に古くから、また民族主義の立場から属してきたので、自らをアラブ民族解放運動の元々の一部であるとみなす。そこで、我々は、アラブ人民の目標達成に向け、つまり、解放、民主主義、社会主義、そして統一の実現に向けて、アラブ民族解放運動と連帯して闘う。

民族的・民主的ヨルダン建設に向けて闘おうとしているが、民主主義を防衛し、深化させ、確立していくことに代表される緊急の任務を実現するには、最大限規模の参加をかちとつて、民族救済政府を樹立していくことが必要であると信じる。この政府は、市民の政治的、社会的、かつ憲法で保証された権利を保証する仕方で、ヨルダンの独立をうち固め、帝國主義ーシオニストの陰謀に対決する能力を高めるものでなくしてはならないし、民主主義の過程を強化し、人族救済政府を樹立していくことが必要であると信じる。この政府は、市民の政治的、社会的、かつ憲法で保証された権利を保証する仕方で、ヨルダンの独立をうち固め、帝國主義ーシオニストの陰謀に対決する能力を高めるものでなくしてはならない。

中央委員会を代表し、被占領地内外のPFLPの同志たち、戦士たち、支持者の皆さんに、過去闘ってきた原則を忠実に堅持して、これからも、ともに闘い続けることを強調する……我々は、大衆の党として、民族統一を実現する党として闘うことと誓うとともに、不斷に最前線で、ヨルダン人民とヨルダンの利益とを防衛していくことを誓う。

英雄的なヨルダン人民万歳！ インティファードは勝利する！

●レバノン国民和解憲章

一、総則

A. レバノンは独立した、自由で主権を有する国家である。すべてのレバノン人の究極の祖国であり、レバノン憲法が規定しあつ国際的に承認された領土、国民、諸機関において統一されている。

B. レバノンは、性格と帰属性において、アラブ国であり、アラブ連盟の創立国の一つであり、活発な加盟国であるとともに、アラブ連盟の諸憲章に責任を負う。また、国連創立国の一つであり、国連諸憲章に責任を負う。さらに、非同盟諸国運動の加盟国でもあるレバノン国家は、いかなる例外もなく、この三つの原則をすべての分野で体現する。

C. レバノンは、議会制民主主義をとる共和国である。それは、公民の自由、なかでも、表現と信条の自由、社会的公正、全市民がいかなる差別も便宜も受けることなく、諸権利と義務における平等を享受することに立脚する。

け、議長と副議長への信任を撤回する権利を有する。国会議員の三分の二の多数が不信任を支持し最低一〇人の議員が覚え書きに署名した場合に限る。この場合、国会は、緊急会議によって、空席になつた議長、副議長を選出しなくてはならない。

(c) 内閣が緊急に国会にかけたすべての法案は、国会本会議の議題に含まれたものであり、国会で読み上げられないかぎり、通過できない。

(d) 選挙区は、州である。

(e) 国会が非宗教的な選挙法を提出するまで、議席の配分は以下である。

一モスレムとキリスト教徒の同数

一各宗派の党派間では、比例制とする

一地区間でも、比例制とする

(f) 国会議員の定数は、一〇八人に増員しないことはならない。増員分は、モスレムとキリスト教徒間で、同率に分配される。だが、この文書に立脚して増員になつた国会議員、また、空席分については、近く組閣される予定の国民和解政府が、例外的に、一度だけ任命するものとされる。

(g) 国民的、非宗派的基盤に則って、第一回の国会選挙が実施されたら、即、上院が創立される。この上院には、すべての宗派的家族が代表される。上院の権威は、重要な問題についてのみに限定されよう。

B. 共和国大統領

國家の大統領は、国家統一の象徴である。大統領は、憲法を尊重し、憲法の規定にそつて、レバノンの統一と独立を保持し、レバノンの領土的安全を保つために働く。大統領は、内閣の統括下にある軍隊の最高司令官である。さらに、大統領は、以下の権威を行使できる。

(1) 望むときにはいつでも、閣議の議長を務めることができるが、投票権を持たない。

(2) 大統領は、最高防衛評議会の長である。

(3) 大統領は、大統領令を発し、その発表を命ずることができる。大統領は、内閣がその決定に固執したり、決定通知から一五日を経ても大統領令が発行されず、内閣決定が差戻しにならない場合、内閣の決定は効力を持つものとみなされ、発表されねばならない。

(4) 憲法の規定にそつた期間に、大統領は、法律を発布する。国会がそれを批准した後、大統領は、その法律の発表を命ずることができる。また、大統領は、憲法の定めた期間内に、規定にそつて、まず、内閣に通知した後、法律の再考を要請できる。大統領が、規定された期間内に大統領令も発さず、差戻しもしない場合、その法律は、効力を持つものとみなされ、発表されなくてはならない。

(5) 大統領は、内閣から受け取った法案を、国会に提出する。

(6) 大統領は、国会議長との諮詢を経て、ま

二である。和解的なやり方で内閣決定を作り、決定に到達できない時は、出席閣僚の多数決で投票決する。だが、根本的な問題については、内閣の三分の二の了承が必要である。根本的な問題とは、緊急事態宣言と廃止宣言、戦争宣言と戦争終了宣言、国際条約と国際会議、国家の一般会計予算、長期的かつ包括的開発計画、国家の第一級の公務員の任命、行政的分配の再検討、国会解散・選挙法、国籍法、個人の地位に関する法律、閣僚罷免などを含む。

E. 閣僚

閣僚の権利は、政府の政見と、集団指導の原則とあいまって強化される。したがって、首相の一存で閣僚の罷免はできず、国会も個人的な不信任によって閣僚を罷免できない。

F. 政府の辞任と政府罷免

一、首相は、以下の場合、辞職とみなされる。
 (a) 首相の辞任時
 (b) 政府の三分の一を失った時。政府の人数は、組閣時の法令で確定される
 (c) 首相の死亡時
 (d) 新大統領が権威発動を開始した時
 (e) 新国会が権威発動を開始した時
 (f) 政府自身によるか、または、国会の不信任投票によって、国会の信任を失った時

二、大統領と首相が署名し、内閣の了承を得た法案によって、閣僚は罷免される。
 三、政府が辞任し、または、辞任したとみな

された時、次期政府が結成されて信任を得るまで、国会は、当然、緊急に開催される。

G. 政治宗派制の廃止

政治宗派制の廃止は、我々が暫定的計画にそつてそれを実現していくことを必要たらしめる民族主義者の目的である。さらに、国会は、モスレムとキリスト教徒が平等の原則で選出されるが、この目的に向けてふさわしい手続きを踏まなくてはならない。その第一は、大統領が長を務め、国会議長、首相、他の政治的、社会的人物、インテリなどを含む国民委員会を設置することである。この委員会の任務は、この問題を討議し、国会と内閣に対しても、政治宗派制をどのように廃止するかに関する提案を行い、暫定計画の実行を監督することである。暫定段階は、以下を含む。

a. 宗派的代表基準の廃止。公職、軍、国家安全問題を扱う諸機関における有効性と専門性への依存、そして、公共機関とサービス、また

おいては、要職とそれに該当する職以外は、国民和解に必要なことについて、モスレムとキリスト教徒間で、いかなる党派にも職を確保することなく、宗派的基準を廃止する。

b. 身分証には、宗派や宗教を記載しない。

安全問題を扱う諸機関における有効性と専門性への依存、そして、公共機関と独立したサービス、またおいては、要職とそれに該当する職以外は、国民和解に必要なことについて、モスレムとキリスト教徒間で、いかなる党派にも職を確保することなく、宗派的基準を廃止する。

A. 行政の地方化

(1) レバノン国家は、強力な中央権力を有す

た、国会議長の側は、必要なかつ義務としても国会での試問を行い、その結果を大統領に答申しなくてはならないが、首相を指名する。
 (7) 大統領本人が、首相任命行為を行う。
 (8) 大統領は、首相との協力の下に、組閣を命ずる。

(9) 大統領は、内閣や閣僚の辞任を受理し、または、内閣、閣僚の罷免を行ふ。

(10) 大統領は、大使を信任し、諸外国大使の信任状を受理する。また、行為にそつて、國家の勲章を授与する。

(11) 首相との諮問の後に、大統領は、国際条約の交渉、調印を行う権威を有する。だが、それらの条約は、内閣が了承しないかぎり、有効とはみなされない。

国家のより高度な利益と安全に影響がない場合、内閣は、それらの条約を国会に通告する。だが、国家財政に関連した条約であつたり、商業条約であるとか、一年や二年では破棄できない条約である場合、国会の批准なく調印できな

い。

(12) 必要とみなした場合、大統領は、国会に書簡を送る。

(13) 大統領は、首相との諮問の後、法令にそつて、緊急国会を召集する権威がある。

(14) 共和国大統領は、議題以外の問題であろうとも、内閣に対して、緊急質問を提出する権威がある。

(15) 必要とみなした場合、首相との諮問の後、緊急閣議を招請することができる。

(16) 法令にそつて、大統領は、特赦を行うことができる。
 (17) 大統領がうまく機能しているかぎり、また、憲法に違反せず、国家反逆罪を犯さないかぎり、何人も大統領を非難しない。

C. 首相

首相は、政府の長であり、政府を代表し、政府の名で発言する。首相は、内閣が提出した政見を実行する。その他に、首相は、以下の権威を有する。

(1) 首相は、内閣を率いる。

(2) 首相は、組閣にあたり、国会に諮問し、国家の大統領と並んで組閣行為の署名を行う。

政府は三〇日以内に、国会の信任を問う政見文書を提出しなくてはならない。政府は、信任獲得以前、辞任後、または辞任したとみなされた場合には、暫定政府として行動することを特記する。

(3) 首相は、国会に対して、政府の政見を提出する。

(4) 首相は、全法律、首相人名、政府辞任受理、政府解任に署名する。

(5) 首相は、非常会期召集法、法律の成立、再検討に署名する。

(6) 首相は、閣議を召集し、議題を準備し、大統領に対しては、討議されるであろう緊急問題について事前通告する。また、閣議の議録に署名する。

(7) 首相は、政府や公立諸機関の活動を監督

D. 内閣

すべての分野について、国家の政見を提出し、法案、法律を提出し、それらの実行に必要な手続きを行う。
 (2) 全法律と規制を執行し、例外なく、国家の民生、安全、軍事行政、諸機関の活動を監督する。

(3) 内閣は、軍に命令する権威である。

(4) 国家公務員の任命、罷免、辞任受理を行

(5) 前国会が通常会期に開催されず、または、一ヶ月をこえない期間での臨時国会を開催しない時、二回も余計に召集された時、政府の麻痺を試みて予算案を完全拒否した時、大統領の命令を受けて、国会を解散させる。関連して、同じ理由でこの解散権を二回行使することは、不可能である。

(6) 大統領が閣議に参加する時は、大統領が議長を務める。

(7) 内閣は、特別な本部で、定期会合を開催しない。

内閣は、共存を保持し、領土的、国民と諸機関の統一を保持するために、再検討されねばならない。

くつではない。閣議の定数は、内閣の三分の二ではない。

議長を務める。

内閣は、特別な本部で、定期会合を開催しない。

(e) 軍事諜報は、軍事的目的以外に奉仕しないよう、再編されなくてはならない。

四、今回限りで、一九七五年以来故郷を追われたレバノン人の問題を解決するために、また、追放された故郷に帰還する権利を承認するために、この権利を保証し、かつ国家再建が必要とするあらゆる手段を法政化する。

レバノン政府の究極の目標は、国内治安軍に代表される自らの力に依存して、レバノン全土に自らの権威を敷衍することにあるので、また、レバノンとシリアの兄弟的関係によって、タイフ合意の批准、大統領の選出、国民和解政府の樹立、政治改革が憲法で確認された時点から最大二ヵ月以内にレバノン全土へのレバノンの合法権威が敷衍するのをシリア軍が援助することに感謝する。

この期間の終了にあたり、シリアとレバノンの両政府は、ベカー地域、ベカーの西部入り口にある地帯、つまり、ダヘル・アル・バイダルからハムマーナー・ミディレジ、AIN・ダラの地区におけるシリア軍の再配備に関する討議を行う。さらに、シリアー・レバノン合同軍事委員会が必要と決定した場合、その他の地点についても討議する。また、上記の場所におけるシリアルの兵力と展開期間、そして、シリア軍と現地のレバノンの権威との関係の性格について決定するのは、両国政府の合意である。アラブ高等三極委員会は、シリアとレバノンが望むなら、この合意達成に向けて協力する用意があることは、特記すべきである。

(f) 軍事諜報は、軍事的目的以外に奉仕しないよう、再編されなくてはならない。

四、今回限りで、一九七五年以来故郷を追われたレバノン人の問題を解決するために、また、追放された故郷に帰還する権利を承認するために、この権利を保証し、かつ国家再建が必要とするあらゆる手段を法政化する。

レバノン政府の究極の目標は、国内治安軍に代表される自らの力に依存して、レバノン全土に自らの権威を敷衍することにあるので、また、レバノンとシリアの兄弟的関係によって、タイフ合意の批准、大統領の選出、国民和解政府の樹立、政治改革が憲法で確認された時点から最大二ヵ月以内にレバノン全土へのレバノンの合法権威が敷衍するのをシリア軍が援助することに感謝する。

この期間の終了にあたり、シリアとレバノンの両政府は、ベカー地域、ベカーの西部入り口にある地帯、つまり、ダヘル・アル・バイダルからハムマーナー・ミディレジ、AIN・ダラの地区におけるシリア軍の再配備に関する討議を行う。さらに、シリアー・レバノン合同軍事委員会が必要と決定した場合、その他の地点についても討議する。また、上記の場所におけるシリアルの兵力と展開期間、そして、シリア軍と現地のレバノンの権威との関係の性格について決定するのは、両国政府の合意である。アラブ高等三極委員会は、シリアとレバノンが望むなら、この合意達成に向けて協力する用意があることは、特記すべきである。

重要日誌

一月一日 (日)

一月一日 (日)

一月一日 (日)

四、レバノン－シリア関係

帰属性と性格において、アラブ国であるレバノンは、アラブ諸国との間に、良好で、眞実の兄弟的関係を保っている。さらに血縁、共通の歴史、そして、兄弟的利害において、シリアと

は注目すべき関係にある。この点から、我々は共同と協力の両国関係を作り、かつ、それを強化していくために、両国の利益に鑑み、各自の主権と独立に触れないようにしつつ、多くの分野で多くの合意に調印する意志である。こうして、安全の基盤を確立することが、この注目すべき綱を発展させるに必要な環境を作り、レバ

d. 国会議員の一定数
c. 首相
b. 国會議長
a. 大統領

(b) 國家と宗教の整合を確保するために、レバノンの諸宗派の指導者たちは憲法評議会に對して以下の問題に関する疑問を提出できる。
一、個人の地位に関する法律
二、信教と宗教儀式、行為の自由
三、宗教教育の自由
(c) 司法の独立を確立するために、高等司法評議会の一定数は、司法機関から選出される。

C. 国会選法
州に立脚した新選挙法に基づく国会選挙が施行される。この法律はレバノン市民間での共存を保証し、諸集団の政治的代表と幾世代にもわたるレバノン国民の有効性を確保し、かつ、この代表がどれだけ活発であるかを検査するためである。ただし、これは、統一された人民、領土的統一、統一司法体系の枠組み内で、行政的分配が再検討された後に、実行される。

D. 経済・社会開発評議会の設置

この評議会の任務は、憲法を解釈し、法が憲法にかなっているか否かを決定し、大統領、国会選挙の結果出される呼びかけを決定する。
三、憲法解釈と法律が憲法にかなっているか否かに關して、憲法評議会に質問を出す権利を有するのは以下の部分である。

a. 大統領
b. 国會議長
c. 首相
d. 国会議員の一定数

E. 教育
一、少なくとも、初步段階の教育を義務化し、国民全体に教育を施す。
二、法と公共の秩序にそって、教育の自由を強調する。

三、私立教育を保護し、私立学校と教科書に対する國家の監督を獎励する。

四、建設と開発の要求にみあうように、公立、私立の大学、特に実践的な単科大学に職業、技術教育を改革、獎励、發展させる。また、レバノンの大学、特に実践的な単科大学に支援を与え、改革を導入する。

五、民族的帰属性と統一性、精神的、文化的開放性を發展させるために、教育課程を再検討し發展させるとともに、歴史と民族教育の教科書を統一する。

F. 情報
一、戦争状態を終決させることをめざす民族放

二、レバノン全土に対する国家権力の敷衍

三、軍隊の強化

四、経済・社会開発評議会は、各社会分野が勧告、提案を提出することによって、國家の経済的・社会的政策への参加保証を確保するために設置される。

一、タツラ合意の批准、共和国大統領の選出、國民和解政府の樹立、政治改革を憲法改訂によって確認してから六ヶ月以内に、すべてのミリシア、非レバノン系のミリシアの解体を宣言し、中央銀行の合法的権力に対してミリシアが武器を引き渡すよう、宣言する。

二、以下の方法によって、国内治安軍を強化する。
A. 例外なく、全レバノン人を募集し、中央銀行の訓練を開始し、各州にこの部隊を配備し、レバノンの合法的権力に対してミリシアが武器を引き渡すよう、宣言する。

B. 陸、海、空の国境の出入国の統制任務を担うよう、保安機関を強化する。

C. 軍隊は、イスラエルの侵略に代表される危険に対処できないような必要時には、公共の秩序を保つ。

D. 軍隊は、内閣が決定する一定の条件下において、治安を維持するために、国内治安軍を補助する。

E. 軍隊は、イスラエルの侵略有代表されるような国家的責任を担うよう、統一され、訓練されていくなくてはならない。

F. 内国治安軍が自らの役割を担う能力を獲得した時には、軍隊は兵舎に撤退する。行動をも許さない。

ノンはシリアの安全保障にとっての脅威の根源とならず、シリアもレバノンの安全保障にとって脅威の根源となるないのである。
したがって、レバノン人は、自らの国をして、レバノンまたはシリアの安全を害なうことをしてしまう勢力、国家、または組織の通路や住みかとしないであろう。シリアは、レバノンおよびレバノン人の安全、独立、統一について真剣に取り組んでいるが、これを受けて、レバノンの安全、主権、独立を脅かすようないかなる行為をも許さない。

レバノン全土にレバノン国家の最高権威を確立する。また、国際的に認知された国境にレバノン国軍を配備する。またイスラエルが撤退するように、また、国境地帯に安全と安定を回復するよう、南部レバノンにおける国連軍の存在を強化するよう努力する。

ノンは、アラブ諸国との間に、良好で、眞実の兄弟的関係を保っている。さらに血縁、共通の歴史、そして、兄弟的利害において、シリアと

は注目すべき関係にある。この点から、我々は共同と協力の両国関係を作り、かつ、それを強化していくために、両国の利益に鑑み、各自の主権と独立に触れないようにしつつ、多くの分野で多くの合意に調印する意志である。こうして、安全の基盤を確立することが、この注目すべき綱を発展させるに必要な環境を作り、レバ

- ATO—IWPOの削減条約調印。
- エジプト副外相ガリ、二日間の訪中終了。
- 一月一九日（月）全欧安保協力首脳会議。
- イラク、「人質」の三ヵ月以内釈放と、クウェートへの二三万増派発表。
- 一月二〇日（火）仏発表：安保理常任理事国五カ国は、すでに外相レベルで開始された武行使問題につき、大統領レベルで検討することに合意。
- JPUD（ヨルダン統一民主党）中央委員会、新党結成声明発表。
- 一月二二日（木） レバノン独立四七周年
- ・ブッシュ、サウジの米軍慰問。ファハドと会談後、カイロ入り。
- 一月二三日（金） ジュネーブで、アサドー・ブッシュ会談。
- 一月二十四日（土） レバノン南部で、SSNP女性戦士（一九歳）が対イスラエル決死闘争。SSNP、イスラエル軍一二名殲滅と発表。
- ・PFLP-GC、レバノンから海上作戦。
- 一月二十五日（日） エジプト領からの対イスラエル攻撃。三名殲滅。ヨルダンで、イスラミック・ジャーハードが責任発表。
- 一月二六日（月） イラク外相ゴルバチョフ会談（モスクワ）。
- 一月二七日（火） レバノン南部で、PFLPがイスラエル軍攻

- 一月二九日（木） バレスチナ分割決議四三周年
- ・国連安保理、決議ハ七八採択。イエメン、キューバ反対、中国棄権。
- ・サウジ、リビア仲介のサウジー・イラク首脳会談受け入れの事実なしと発表。
- 一月三〇日（金） ブッシュ、イラクに直接対話提案。
- ・サウジ通信、エジプトの対サウジ負債（外交筋は、総額四〇億ドルと推計）帳消しを発表。
- 一月三一日（土） エルサレムで、パレスチナ人女性が、イスラエル警官二名をナイフ攻撃し、殲滅。
- ・イスラエル、ベカールのPSF（人民闘争戦線）基地爆撃。
- 一月三二日（日） イラク、米の直接対話受け入れを表明。
- ・レバノン首相、大ベイルートからの全ミリシア勢力の撤退完了宣言（当初は、一月二〇日予定）。
- 一二月一日（月） 民族統一指導部、被占領地で、アピール六五号発表。初めて、可能なかぎりすべての手段

